

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 令和6年度第2回会議
開催日時	令和6年7月19日（金）午前10時00分から午前11時15分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	（審議会委員） 米田会長、山田委員※、市川委員、玉記委員、吉田委員※ （事務局） 柴原企画部長、宮澤企画部主幹（企画政策課） 利根川企画政策課主任、山本企画政策課主任 岡本教育部特命担当部長、大内社会教育課長、 吉野社会教育課社会教育係長、齋藤社会教育課主任、 内野道路課長、西道路課主査 ※リモートでの参加
議題	1 委嘱状の交付 2 西東京市立学校施設使用料の適正化について（諮問） 3 西東京市立学校施設使用料の適正化について（審議） 4 事務手数料の適正化について（諮問） 5 事務手数料の適正化について（審議） 6 その他
会議資料の名称	資料1-1 学校施設使用料について（中原小学校、けやき小学校、保谷中学校、ひばりが丘中学校、青嵐中学校） 資料1-2 学校施設使用料について（保谷中学校 夜間照明設備） 資料1-3 学校施設使用料算出表 資料1-4 学校施設使用料原価計算書（中原小学校） 資料1-5 学校施設使用料原価計算書（けやき小学校） 資料1-6 学校施設使用料原価計算書（保谷中学校） 資料1-7 学校施設使用料原価計算書（ひばりが丘中学校） 資料1-8 学校施設使用料原価計算書（青嵐中学校） 資料1-9 学校施設使用料原価計算書（保谷中学校・夜間照明設備） 資料1-10 都内26市における学校施設使用料一覧（体育館・特別教室） 資料1-11 都内26市における学校施設使用料一覧（校庭・テニスコート） 資料1-12 都内26市における学校施設使用料一覧（夜間照明設備） 資料2-1 事務手数料の適正化について（道路に関する証明） 資料2-2 道路に関する証明について 資料2-3 事務手数料原価計算書（道路に関する証明・現行） 資料2-4 事務手数料原価計算書（道路に関する証明・見込み）
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	

議題 1 は記録なし

議題 2 西東京市立学校施設使用料の適正化について（諮問）

教育長から米田会長へ諮問

議題 3 西東京市立学校施設使用料の適正化について（審議）

事務局より資料1-1、1-3～1-8、1-10～1-11について説明

○会長：

ただ今の事務局の説明について、意見、質問等はあるか。

○委員：

物価高騰等による市民生活への影響が大きい中で、引き続き社会教育的観点や近隣市の動向と比較しながら、受益者負担を低く抑えていくということで理解した。

○委員：

各施設の使用率についてデータはあるか。

○事務局：

各学校で毎月、使用可能枠を設けている。おおむね8割から9割が稼働していると認識している。

○委員：

使用率が高いことがわかった。100%には達していないため、使用料を引き上げる必要はないと判断した。

○委員：

中原小学校は他の学校と比較し、使用料と原価計算結果から算出した適正価格との乖離が大きい、何か特定の原因があるか。

○事務局：

中原小学校は令和2年建設と比較的新しく、電気・機械設備等の減価償却費が大きく影響している。

○委員：

社会教育施策として利用されることを考慮すると、他市と比較しても現行の金額で妥当であるとする。

○委員：

学校施設が市民の交流の場になっていることや物価高騰等を踏まえた市民負担を考慮し、現行の金額を据え置くことについて異論はない。

ただし、適正価格との乖離については引き続き注視し、適宜、使用料の適正化について見直していく必要があると考える。施設利用率を掛け合わせたことによる施設ごとの歳入についても比較していく必要があると考える。原価計算結果との乖離が大きい施設については特にその検証が必要と考えられる。

○会長：

中原小学校については、校舎建設時のコストが高額のため、減価償却費が原価計算結果に大きく影響していると思われる。

ほかになれば、学校施設の施設使用料については、社会教育施策の一環であり、子どもから大人まで多世代が活動できる場の機会提供であることから、現行の使用料を据え置くこととしたいと思う。

(異議なし)

事務局より資料1-2、1-9、1-12について説明

○会長：

ただ今の事務局の説明について、意見、質問等はあるか。

○委員：

今後は夜間照明使用実績について、過去3年間分のデータを提示していただきたい。

○委員：

夜間照明の利用率についてデータはあるか。

○事務局：

各学校と月ごとに使用可能枠を調整し、1か月前から利用予約を受け付けている。

令和6年6月の実績ベースでは、25枠中5枠が利用されているため、利用率は20%である。

○委員：

多摩26市と比較すると高額な設定と思われるが、利用者からの意見はあるか。

○事務局：

利用者が固定化されていることもあり、使用料に係る御意見はこれまで伺っていない。

○委員：

原価計算過程におけるポールの取扱いでは、校庭で4本分、テニスコートで2本分として2：1の割合でカウントしている。一方で、使用料としては校庭が2,500円、テニスコートが800円と約3：1の割合になっているのはなぜか。

○事務局：

実際に使用する場面では、校庭とテニスコートで共用で使用していることもあるため、現在の料金体系となっている。

○委員：

西東京市ではテニスコートの利用者ニーズが大きいと思われるが、夜間照明設備の使用件数が少ない状況である。広報を強化し、使用件数を増加させることで、使用料の検証の幅も広がると思われる。

○会長：

ほかになれば、保谷中学校の夜間照明使用料については、現行の使用料を据え置くこと

が妥当と考えるがいかがか。

(異議なし)

○会長：

答申については、本日の審議会で出た意見を集約した上で案文を作成し、委員の皆様に御確認いただき、確定するということによろしいか。

(異議なし)

○会長：

それでは、答申については、会長預かりとさせていただく。
そのほかに質疑はあるか。特になければ、次の議題に移る。

議題4 事務手数料の適正化について（諮問）

企画部長から米田会長へ諮問

議題5 事務手数料の適正化について（審議）

事務局より資料2-1から資料2-4までについて説明

○会長：

ただ今の事務局の説明について、意見、質問等はあるか。

○委員：

プロセスを簡素化することによるリスクについて明確化しておく必要がある。道路に関する証明に関して、現地調査を省略した場合も他の機関等への影響はないか。

○事務局：

当該証明の主な提出先である法務局や国土交通省に確認し、問題ないことを確認している。

○会長：

ほかになければ、道路に関する証明の手数料については、原価計算結果と条例で定める料金の乖離は大きくなく、他自治体の料金設定との比較の観点からも、現行の事務手数料を据え置くことが妥当であると考えがいかがか。

(異議なし)

○会長：

答申については、本日の審議会で出た意見を集約した上で案文を作成し、委員の皆様に御確認いただき、確定するということによろしいか。

(異議なし)

○会長：

それでは、答申については、会長預かりとさせていただく。

そのほかに質疑はあるか。特になければ、次の議題に移る。

議題 6 その他

○会長：

その他の議題はあるか。

○事務局：

次回第3回の審議会については、11月頃を予定している。

○会長：

了解した。他になければ、これで令和6年度第2回審議会を終了する。

(以上)